

## 不当な苦情処理会議開催拒否に抗議する！！

先月、Point No.74で伝えましたとおり、会社による組合掲示物が不当撤去されたため、分会掲示板の掲示責任者である坂東分会長が苦情申告を行いました。が、会社は不当にも苦情処理会議の事前審理において、会社は「協約違反である、具体的な項目については明らかにしない」と述べ、不当にも苦情処理会議を開催しないと通告してきました。

組合掲示物不当撤去の不当性は管理者の行うマニュアル化された撤去通告に表れており、ほぼ下記のような対応で管理者は撤去通告を行っています。

管理者：組合掲示の「〇〇（情報名）No.〇〇」が協約違反ですので、〇時〇分までに撤去してください。  
撤去されていない場合はこちらで撤去します。

組合役員：どの部分が協約違反なのですか。  
協約の何条に違反というのですか。

管理者：協約に違反しているということです。

組合役員：どの部分が協約違反なのですか。それも言えないのですか。  
（このようなやり取りが繰り返されることが多い）

管理者：協約に違反しているということです。  
（と言うか「言う必要がない」と言う）  
なお、再び同じ掲示を行った場合、通告なしで撤去します。  
〇時〇分通告しました。

撤去通告は、管理者が2名以上で組合役員等を詰所の外やすみに呼びつけて「こそこそ」という感じで、いかにも不当なことを行っていることを管理者自身が示しています。そして「協約違反はどこか」「何条に違反なのか」との問いには「言う必要がない」と答えます。皆さんどう思いますか？協約違反で撤去するという以上「どこか」「どのように」「何条に違反か」言うのが常識だと思いませんか。何故答えられないのでしょうか。

会社・管理者は、誰が考えても違反していないから答えられないとしか考えられません。それを証明するのは労働委員会の命令や最高裁の判決で私たちが勝利し、会社の不当労働行為が確定したことに表れています。だからこそ今回のように組合掲示物撤去の苦情申告に対する苦情処理会議を開催することが出来ないのだと言えます。

企業として、社会人として、労働委員会の命令や最高裁の判決を無視した組合掲示物撤去は許されるものではありません！

## 会社は、労働委員会の命令・最高裁の判決を守れ！